

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第1条ただし書の規定に基づき印紙をもつて納付することができる手数料を定める件

(令和5年3月30日議長決定)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第1条ただし書の規定に基づき印紙をもつて納付することができる手数料を定める件（平成23年3月31日議長決定）の全部を改正し、令和5年4月1日から施行する。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）第1条ただし書の規定に基づき印紙をもつて納付することができる手数料を次のように定める。

- 1 参議院事務局の保有する事務局文書の開示の求めがあった場合における当該事務局文書の写しの交付に関する手数料
- 2 参議院事務局の保有する個人情報の開示の求めがあった場合における当該個人情報が記録されている事務局文書の写しの交付に関する手数料